



原子力災害に伴う平成30年度介護保険料の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた65歳以上の方にかかる介護保険料の減免については次の通りです。

①上位所得層(合計所得金額633万円以上)の方は減免適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく平成31年3月分まで減免継続となります。

※詳しくは標記担当まで問い合わせください。

原子力災害に伴う平成30年度国民健康保険税の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る国民健康保険税については次のとおりです。

①上位所得層(世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯)の方は減免の適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく平成31年3月分まで減免継続となります。

※詳しくは標記担当まで問い合わせください。

平成30年度国民健康保険税の税率等について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

税制改正により平成30年度国民健康保険税の税率・限度額が次のとおりとなりました。

区分	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割額	7.00%	4.55%	4.10%
均等割額 (1人あたり)	18,000円	11,000円	10,100円
平等割額 (1世帯あたり)	17,000円	10,700円	8,800円
限度額	580,000円	190,000円	160,000円

※税率は、平成29年度同様の据え置きとなっております。医療給付費分の限度額のみの変更となっております。詳しくは標記担当まで問い合わせください。

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係 (内線 1104)

■日時 7月10日(火) 午後1時30分～4時

■場所 役場 相談室1 (1階)

※神野幸一相談委員(Tel 566-3978)、斎藤幸子相談委員(Tel 566-4020)の電話でも受け付けています。

平成30年度国民年金保険料の免除申請について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1404)

国民年金の1号被保険者の方の保険料は月16,340円です。保険料を納めるのが困難な方のために、町では保険料免除の申請を受け付けます。

■対象となる保険料の期間

平成30年7月分から平成31年6月分

■受付期間

平成30年7月1日から納付書の使用期限が切れるまで(2年間)

■申込方法 国保年金係に備え付けの申請書に記入

■持参していただくもの

①年金手帳など基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーカード等の個人番号確認書類

②印鑑

③年金保険料を口座引き落としにしている方は通帳(口座振替を解除していただきます)

・免除は原則として前年の所得により日本年金機構が審査します。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日)時点で川俣町に住所を有していた方は原発事故に係る保険料免除の特例として所得に関係なく審査します。

・免除を受けた場合の年金の受取額

全額免除期間の年金の受取額は納付した場合の2分の1になります。過去の国民年金保険料も遡って免除申請することができます

国民年金保険料は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について遡って免除申請をすることができます。例えば、平成30年7月に申請すると、平成28年6月分まで遡ることができます。過去に申請するのをお忘れの方はこの機会にぜひ申請を行ってください。

※すでに納めた保険料は免除の対象になりません。

・国民年金保険料の免除申請はお早めに!

保険料の免除は過去2年間遡って申請できますが、未納の期間が長くなるといざというときに障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合があります。免除の申請は受付が開始する毎年7月を目安に、なるべく早く申請するようにしましょう。

※東北福島年金事務所でも受付しています。

国民年金保険料免除の承認を受けた人は「追納」をすることもできます。追納をすると、初めから納めていたのと同じように老齢基礎年金の額を増やすことができます。ただし3年目以降は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

■問い合わせ 東北福島年金事務所(Tel 024-535-0141)



7月

人の動き -population-

平成30年6月1日現在(前月比)

人口 13,482 (±0)

男	6,811	(+6)
女	6,671	(-6)
世帯	5,441	(+20)

今月の納税 -tax payment-

固定資産税2期

国民健康保険税1期

介護保険料普通徴収1期

納期限は7月31日(火)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇7月◇◇◇

1日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
8日	佐藤医院	TEL 566-2321
15日	小寺医院	TEL 565-2011
16日	十二社クリニック	TEL 565-5230
22日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
29日	村上医院	TEL 565-3637

◇◇◇8月◇◇◇

5日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
11日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
12日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
19日	佐藤医院	TEL 566-2321
26日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511

※あんざい整形外科クリニックには、2名(整形外科、内科含む)の医師が在所しています(在宅当番医時のみ)。



行政

不動産取得税の特例措置

原子力災害により避難指示区域内にある家屋及びその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。

また、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、申請により税の一部の軽減を受けることができます。

■問い合わせ 福島県県北地方振興局 県税部 課税第一課 不動産取得税チーム (TEL 024-521-2694)

すみよし保育園の栄養士を募集します

■問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 (TEL 565-3761)

すみよし保育園では現在、栄養士兼調理員(正職員)を若干名募集しています。市販の履歴書に必要事項を記入し、資格書の写しを添えて9月28日(金)までに町社会福祉協議会へ提出してください。

■雇用期間 平成31年4月1日(月)から

■申込期間 7月2日(月)~9月28日(金)

■試験日時 10月17日(水) 10時~

■問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 (TEL 565-3761)

現在、臨時保育士も募集中です！
詳細は社会福祉協議会へ問い合わせください。

平成31年度川俣町職員募集

■問い合わせ 総務課 総務係 (内線 1102)

平成31年度川俣町職員(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

■受験資格

【高校卒程度】平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。(大学卒業の資格を有する者、又は平成31年3月までに大学卒業見込みの者を除きます。)

■募集人員

高校卒程度(行政)若干名

■受付期間 7月17日(火)から8月10日(金)(郵送による受付は8月10日(金)必着)

■申し込み 申込用紙は役場2階総務課で交付しますので、期間内に申し込みください(郵送の場合は問い合わせください。)

■試験内容

第1次試験(9月16日(日)実施):筆記試験、適性検査、
第2次試験(第1次試験合格者に別途通知):小論文、面接試験